

防火水槽管理事務年次計画

資料1-3

防火水槽 No. 設置場所	位置情報等	設置年月日 貯水量	60年経過年度	更新年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
					2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	
消防力の 基準 防火水槽	防火水槽 No.市街地-3 東2条8丁目	町有地 1966.9.2 40t	令和8年度	令和8年度				※更新年度						
	防火水槽 No.市街地-4 西1条3丁目	道路及び歩道 1969.9.6 40t	令和11年度	令和11年度							※更新年度			
	防火水槽 No.市街地-5 東4条3丁目	道路 1970.10.25 40t	令和12年度	令和12年度								※更新年度		
	防火水槽 No.市街地-6 西1条7丁目	道路及び歩道 1971.9.30 40t	令和13年度	令和13年度									※更新年度	
	防火水槽 No.市街地-8 東2条南1丁目	道路及び歩道 1972.12.21 40t	令和14年度	令和14年度									※R14年度更新予定	
	防火水槽 No.市街地-9 西4条8丁目	道路及び歩道 1973.10.30 40t	令和15年度	令和16年度									※R16年度更新予定	
	防火水槽 No.市街地-10 西1条南4丁目	道路 1973.12.10 40t	令和15年度	令和17年度									※R17年度更新予定	
	防火水槽 No.市街地-11 東2条5丁目	道路及び歩道 1974.10.12 40t	令和16年度	令和18年度									※R18年度更新予定	
	防火水槽 No.市街地-12 東3条2丁目	歩道 1974.11.5 40t	令和16年度	令和19年度									※R19年度更新予定	
	その 他の 地域	防火水槽 No.その他-2 上美生4線36番地	町有地 1964.9.30 40t	令和7年度	令和9年度					※更新年度				
		防火水槽 No.その他-1 上美生4線34番地	町有地 1965.8.30 40t	令和8年度	令和10年度						※更新年度			
		防火水槽 No.その他-7 祥栄北9線2番地	道路及び歩道 一部町有地 1972.9.4 40t	令和14年度	令和15年度									※R15年度更新予定
防火水槽新設計画	設置水槽仕様													
	スチール製耐震性貯水槽 FSF412-A					新規設置 南町公園付近	新規設置 東工業団地							

## 温水プール解体工事の当初積算と執行見込額の比較

(千円)

資料 1 - 4

当初積算概要 (予算額)	執行見込額	増 減	説 明
110,531	370,531	260,000	アスベスト除去工事の追加（飛散防止シート設置、作業員防護服・マスク、外壁パネル除去、外壁基礎塗料除去、内部壁塗料除去、内部天井ボード除去、飛散防止薬剤塗布、アスベスト処分費）

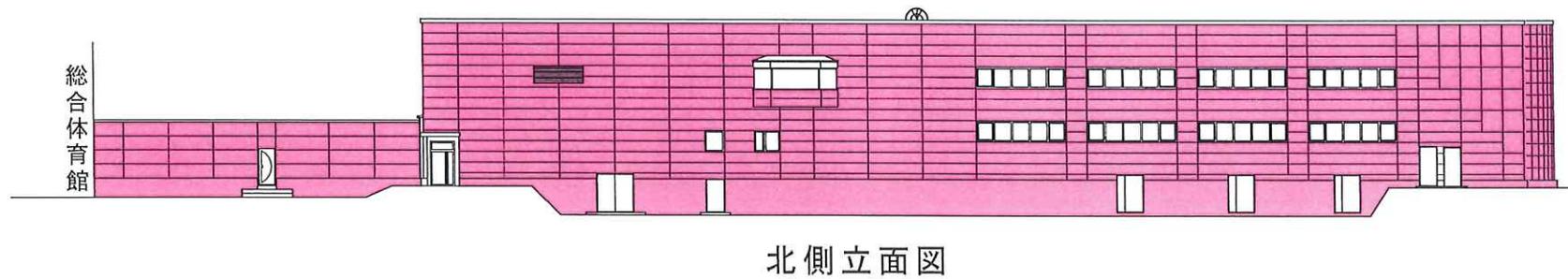
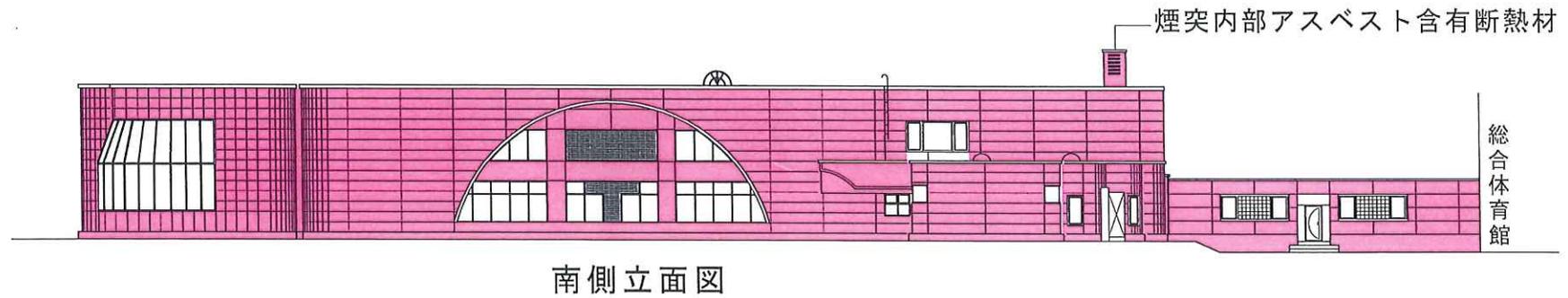
## 総合体育館改修工事の経過

※請負契約額が 5 千万円以上の工事

NO.	年 度	工 事 名	金額 (千円)	工 事 概 要
①	平成5～6年	総合体育館暖房改修工事	122,570	第1アリーナの暖房改修工事
②	平成22年	総合体育館アスベスト除去工事	104,790	屋根裏の吹付アスベストの除去工事
③	平成24年	総合体育館耐震改修工事 (建築主体)	375,900	耐震補強工事（耐震壁新設、水平ブレース新設）、ピロティ床改修工事、第1アリーナ床改修工事、エントランスホール壁塗装工事、トレーニングルーム床・壁改修工事、玄関建具改修工事
④	平成24年	総合体育館耐震改修工事 (機械設備)	58,747	トイレ改修工事（洋式化）、空調設備工事、ボイラー改修工事、排水設備改修工事、給水設備改修工事



# 温水プール解体工事（外部）



## 凡例

-  アスベスト除去工事範囲  
(外壁パネル・基礎部分塗料に含有)

# 入札手法の区分と特徴

資料1-5

契約方式の区分	特徴
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引し、競争を行わせ、そのうち最も有利な条件の者と契約締結する方法
制限付一般競争入札	地方自治法施行令167条の5に2の規定に基づき、入札に参加する者の資格を定めて行う一般競争入札
指名競争入札	適切と認める特定多数を指名し、競争させることで契約締結する方法
随意契約	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して契約締結する方法

## 地方自治法施行令

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。